

令和6年度

山形市幼稚園 2歳児就園保育料等軽減補助金について



施設への提出期限は _____ 月 _____ 日です。

→提出書類についての詳細は、次ページ以降をご覧ください。

施設から市への提出期限日以降の申請（中途入園児を除く。）は、受付することができません。提出忘れにご注意ください。

制度の概要

私立幼稚園・認定こども園では、子育て支援として2歳児の受入れを実施し、幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担軽減のために、保育料の減免（減額又は免除）を行っています。この減免した分については、山形市が私立幼稚園・認定こども園に補助金を交付しています。

対象世帯

対象となるのは、次の条件全てに当てはまる世帯です。

- ◆ 山形市民で私立幼稚園・認定こども園における2歳児の受入れを利用する児童（令和3年4月2日以降生まれで年度内に満3歳の誕生日を迎える方）であること。
- ◆ 2歳児受入れ利用児の父母の市民税所得割額の合計が、基準額（4[㍻]-㍺ 参照）以内であること。
 - ※ 世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。
 - ※ 補助金の算定のため、市県民税額が決定されている必要があります。税金の申告をしていない等の理由により市民税の額が決定されていない場合は、税申告を済ませてからお手続きください。

手続き方法

※ 申請書類の提出や補助金の交付は、全て私立幼稚園・認定こども園を通して行います。

保育料等の減免をご希望の保護者で上記対象世帯に該当する方は、次の書類等をお子さんが利用している私立幼稚園・認定こども園に提出してください。

| | 提出書類 | 提出が必要な方 |
|---|---|--|
| 1 | 保育料等減免措置に関する調書 | 申請者全員（児童1人につき1通） |
| 2 | 令和6年度住民税課税証明書又は非課税証明書 | 令和6年1月1日に山形市以外の市区町村に住民登録をしていた方 |
| 3 | 障がい児通園施設の在園証明書 | 障がい児通園施設に通う兄弟がいる方 |
| 4 | ひとり親世帯等（3 [㍻] -㍺ ※1）であることを証明する書類 | 第Ⅱ・Ⅲ階層（4 [㍻] -㍺ 参照）の方のうち、左記に該当する方 |

◆ 詳しくは、次ページ以降の「提出書類」をご確認ください ◆

提出書類

提出が必要な方 申請者全員（児童1人につき1通）

提出書類1 「保育料等減免措置に関する調書」の記載のしかた

- ◆ 承諾事項をご確認の上、同意していただける方は、別紙「記載例」に沿って申請書部分（太ワク内）をもれなく記入してください。
- ◆ 調書裏面にも記載欄がありますので、ご注意ください。

提出が必要な方 令和6年1月1日に山形市以外の市区町村に住民登録をしていた方

提出書類2 令和6年度住民税課税証明書

令和6年1月1日に住民登録をしていた市区町村から令和6年度（令和5年分の所得のもの）住民税課税証明書（住民税所得割額・総所得額・所得控除合計額が明記されているもの）を取り寄せ、提出してください。

※ 住民税課税証明書の年度間違いにご注意ください。年度が違う証明では補助金の算定ができません。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※ 令和6年1月1日に山形市に住民登録をしていた方は、提出不要です。



こんな場合は？

| | | |
|--|---|---|
| ★ 保護者が単身赴任をしていて山形市以外で住民税が課税されている。 | ➡ | 単身赴任先の市区町村から令和6年度住民税課税（非課税）証明書を取り寄せ、原本を提出ください。 |
| ★ 令和6年1月1日現在海外赴任のため、住民税が課税されていない。 | ➡ | 別様式の給与証明書（利用施設から貰ってください）を勤務先から記入していただき提出してください。 |
| ★ 別居中の家族がいる。 ★ 実際は居住実態のない世帯員が、住民票に登録・記載されている。 | ➡ | 世帯の構成や別居中の家族等について、調書の書き方等のご相談は、保育育成課までお願いします。 |

提出が必要な方 障がい児通園施設に通う兄弟がいる方

提出書類3 就学前の兄又は姉が障がい児通園施設に通っていることがわかる証明

「障がい児通園施設」とは以下の施設をさします。

- (1) 特別支援学校幼稚部
- (2) 児童心理治療施設通所部
- (3) 児童発達支援
- (4) 医療型児童発達支援

上記の施設に通う就学前の兄弟がいるお子さんの場合は、上記の施設を利用していることがわかる証明書(在園証明や利用証明等)を添付してください。

提出が必要な方 第Ⅱ・Ⅲ階層の方のうち、それぞれに該当する方

提出書類 4 ひとり親世帯等であることを証明する書類

世帯の基準額区分（4ページ参照）が第Ⅱ・Ⅲ階層の方のうち、ひとり親世帯等（※1）の方をご提出ください。

※1 ひとり親世帯等とは、以下に該当する方が在宅している世帯です。
ひとり親世帯だけをいうものではありません。

| 該当する方 | 提出書類 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 | なし |
| ひとり親で現に児童を扶養している方 | 戸籍全部記載事項証明書 （離婚記載等のあるもの） |
| 身体障がい者手帳の交付を受けた方 | 身体障がい者手帳の写し |
| 療育手帳の交付を受けた方 | 療育手帳の写し |
| 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方 | 精神障がい者保健福祉手帳の写し |
| 特別児童扶養手当の支給対象児童 | 特別児童扶養手当の認定通知書の写し |
| 国民年金の障がい基礎年金の受給者その他適当な方 | 年金証書の写し |

減免（支払）の時期・方法

- ◆ 交付決定後、市から施設へ補助金を交付します。
施設はその補助金の交付後に、対象となった保護者への減免を行います。
- ◆ 保護者への減免（支払）時期及び方法は、施設によって異なりますので各園へお問合せください。

減免（支払）額の算出方法

下記①②を比較して、いずれか低い額が減免（支払）額となります。

- ① 対象期間内に支払った保育料
- ② 減免限度額（市の補助予定額）表により算出される額
（4ページ参照）

※但し、山形県保育料負担軽減事業に該当する場合は、
山形県保育料負担軽減事業を優先して適用し、残額を
補助対象保育料として算出します。



減免限度額(市の補助予定額)表

補助金額は月額です。なお、額は市の財政状況等により変更されることがありますので、ご了承ください。

表1・表2において、網掛け部分に該当し、保育の必要性があると認められる場合は、預かり保育の利用料も補助の対象となります。満3歳までは月額16,300円、満3歳から3月31日までは ①450円×利用日数 ②預かり保育の利用料の月額 ③16,300円の3つの中で最も低い額が月額の補助額です。
**** 上記手続は申請書類をご提出いただいた後、該当する世帯へ別途ご案内します ****

表1

| 対象児の区分 → | | 保護者と生計を一にする者の中で、 | | |
|-------------------|--|------------------|-----------------|------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 対象児が属する世帯の基準額区分 ↓ | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
| I 階層 | 生活保護の世帯 | 25,700 | 25,700 | 25,700 (ひとり親世帯等を含む) |
| II a階層 | 令和6年度 市民税が非課税の世帯 | 22,700 | 25,700 | |
| | | ひとり親世帯等は 25,700 | ひとり親世帯等は 25,700 | |
| II b階層 | 令和6年度 均等割のみ課税の世帯 (令和6年度の市民税 所得割が非課税の世帯) | 22,700 | 25,700 | |
| | | ひとり親世帯等は 25,700 | ひとり親世帯等は 25,700 | |
| III階層 | 令和6年度の 市民税所得割額が 77,100円以下の世帯 | 15,600 | 20,600 | |
| | | ひとり親世帯等は 22,700 | ひとり親世帯等は 25,700 | |

表2 ※表2において、保護者と生計を一にする者の中で対象児が第3子以降である場合は、階層及び区分にかかわらず 25,700円

| 対象児の区分 → | | 対象児が属する世帯の基準額区分 ↓ | | | | |
|----------|-------------------------------------|--|--|--|---|---|
| | | 小学1・2・3年生の兄弟がいない対象児 | | | 小学1・2・3年生の兄弟がいる対象児 | |
| | | 幼稚園 又は 認可保育所 等に通う兄 姉を 持たない 対象児 | 幼稚園 又は 認可保育所 等に通う兄 姉が 1人いる 対象児 | 幼稚園 又は 認可保育所 等に通う兄 姉が 2人以上いる 対象児 | 小学3年生までの 兄弟を1人有し、 (1)1人就業している 対象児 (2)同一世帯から同 時に2人以上就 業している場合 の最年長者であ る対象児 | (1)小学3年生までの 兄弟が2人以上い る対象児 (2)小学3年生までの 兄弟を1人有し、 同一世帯から2人 以上就業している 場合の左記以外 の対象児 |
| IV階層 | 令和6年度の 市民税所得割額が 211,200円以下の世帯 | 5,200 | 15,400 | 25,700 | 15,400 | 25,700 |
| V階層 | 令和6年度の 市民税所得割額が 211,201円以上の世帯 | 補助金に 該当しません | 12,800 | | 12,800 | |

※「認可保育所等に通う兄弟」とは、認可保育所、認定こども園、障がい児通園施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、企業主導型保育事業を利用する就学前児童をさします。

◆表1・表2共通◆

- 1 市民税の申告が済んでいない方がいる場合、減免額が算定できませんのでご注意ください。
- 2 補助金の算定にあたっては、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除)適用前の市民税所得割額を使用します。
- 3 指定都市の新税率移行後も、旧税率により算出した市民税所得割額を用いて階層判定をします。
- 4 中途入退園の場合は、利用期間に応じた算定となります。
その場合、補助金の全部又は一部を返納していただくことがありますのでご了承ください。
- 5 補助の対象となるのは、保育料のみです。実際の支払額が、補助限度額を下回る場合には、当該支払額を補助の限度額とします。

*****お問合せ先*****

【提出期限・補助金の交付方法等について】 各施設ごとに異なるため、各園へお問合せください。
【補助制度の内容等について】 山形市保育育成課こども第三係 TEL023-641-1212(内線545)